

○ 労働安全衛生法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第三十七号） 新旧対照条文（抄）  
 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 安全衛生管理体制（第十条―第十九条の二）</p> <p>第四章～第六章（略）</p> <p>第七章 健康の保持増進のための措置（第六十四条―第七十一条）</p> <p>第八章～第十二章（略）</p> <p>附則</p> <p>（総括安全衛生管理者）</p> <p>第十条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、労働省令で定めるところにより、総括安全衛生管理者を選任し、その者に安全管理者、衛生管理者又は第二十五条の二第二項の規定により技術的事項を管理する者の指揮をさせるとともに、次の業務を統括管理させなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。</p> <p>四・五（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（安全衛生推進者等）</p> <p>第十二条の二 事業者は、第十一条第一項の事業場及び前条第一項の事業場以外の事業場で、労働省令で定める規模のものごとに、労働省令で定めるところにより、安全衛生推進者（第十一条第一</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 安全衛生管理体制（第十条―第十九条）</p> <p>第四章～第六章（略）</p> <p>第七章 健康管理（第六十四条―第七十一条）</p> <p>第八章～第十二章（略）</p> <p>附則</p> <p>（総括安全衛生管理者）</p> <p>第十条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、労働省令で定めるところにより、総括安全衛生管理者を選任し、その者に安全管理者、衛生管理者又は第二十五条の二第二項の規定により技術的事項を管理する者の指揮をさせるとともに、次の業務を統括管理させなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 健康診断の実施その他健康管理に関すること。</p> <p>四・五（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（新設）</p>

項の政令で定める業種以外の業種の事業場にあつては、衛生推進者)を選任し、その者に第十条第一項各号の業務(第二十五条の二第二項の規定により技術的事項を管理する者を選任した場合に)おいては、同条第一項各号の措置に該当するものを除くものとし、第十一条第一項の政令で定める業種以外の業種の事業場にあつては、衛生に係る業務に限る。)を担当させなければならない。

(衛生委員会)

第十八条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、次の事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため、衛生委員会を設けなければならない。

一 (略)

二 労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。

三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

2 衛生委員会の委員は、次の者をもつて構成する。ただし、第一号の者である委員は、一人とする。

一・二 (略)

三 産業医のうちから事業者が指名した者

四 (略)

3 事業者は、当該事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士であることを衛生委員会の委員として指名することができる。

(削る)

(削る)

4 (略)

(安全衛生委員会)

第十八条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、次の事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため、衛生委員会を設けなければならない。

一 (略)

(新設)

二 (略)

三 前二号に掲げるもののほか、労働者の健康障害の防止に関する重要事項

2 衛生委員会の委員は、次の者をもつて構成する。ただし、第一号の者である委員は、一人とする。

一・二 (略)

(新設)

三 (略)

3 事業者は、次の者を衛生委員会の委員として指名することができる。

一 産業医

二 当該事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士であるもの

4 (略)

(安全衛生委員会)

第十九条 (略)

2 安全衛生委員会の委員は、次の者をもつて構成する。ただし、第一号の者である委員は、一人とする。

一・二 (略)

三 産業医のうちから事業者が指名した者

四・五 (略)

3 事業者は、当該事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士であるものを安全衛生委員会の委員として指名することができる。

(削る)

(削る)

4 (略)

(安全管理者等に対する教育等)

第十九条の二 事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者その他労働災害の防止のための業務に従事する者に対し、これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるように努めなければならない。

2 労働大臣は、前項の教育、講習等の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

3 労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導等を行うことができる。

(技術上の指針等の公表等)

第二十八条 (略)

2 労働大臣は、前項の技術上の指針を定めるに当たっては、中高年齢者に関して、特に配慮するものとする。

3・4 (略)

第十九条 (略)

2 安全衛生委員会の委員は、次の者をもつて構成する。ただし、第一号の者である委員は、一人とする。

一・二 (略)

(新設)

三・四 (略)

3 事業者は、次の者を安全衛生委員会の委員として指名することができる。

一 産業医

二 当該事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士であるもの

4 (略)

(新設)

(技術上の指針等の公表等)

第二十八条 (略)

(新設)

2・3 (略)

5 労働大臣は、第一項又は前二項の規定により、技術上の指針、労働者の健康障害を防止するための指針又は望ましい作業環境の標準を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者又はその団体に対し、当該技術上の指針、労働者の健康障害を防止するための指針又は望ましい作業環境の標準に關し必要な指導等を行うことができる。

(譲渡等の制限等)

第四十二条 (略)

第四十三条の二 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第四十二条の機械等を製造し、又は輸入した者が、当該機械等で、次の各号のいずれかに該当するものを譲渡し、又は貸与した場合には、その者に対し、当該機械等の回収又は改善を図ること、当該機械等を使用している者へ労働省令で定める事項を通知することその他当該機械等が使用されることによる労働災害を防止するため必要な措置を講ずることを命ずることができる。

一 次条第五項の規定に違反して、同条第四項の表示が付され、又はこれと紛らわしい表示が付された機械等

二 第四十四条の二第三項に規定する型式検定に合格した型式の機械等で、第四十二条の労働大臣が定める規格又は安全装置(第四号において「規格等」という。)を具備していないもの  
三 第四十四条の二第六項の規定に違反して、同条第五項の表示が付され、又はこれと紛らわしい表示が付された機械等  
四 次条第一項の機械等及び第四十四条の二第一項の機械等以外の機械等で、規格等を具備していないもの

(化学物質の有害性の調査)

第五十七条の二 化学物質による労働者の健康障害を防止するため、既存の化学物質として政令で定める化学物質(第三項の規定によりその名称が公表された化学物質を含む。)以外の化学物質(

4 労働大臣は、前三項の規定により、技術上の指針、労働者の健康障害を防止するための指針又は望ましい作業環境の標準を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者又はその団体に対し、当該技術上の指針、労働者の健康障害を防止するための指針又は望ましい作業環境の標準に關し必要な指導等を行うことができる。

(譲渡等の制限)

第四十二条 (略)

(新設)

(化学物質の有害性の調査)

第五十七条の二 化学物質による労働者の健康障害を防止するため、既存の化学物質として政令で定める化学物質(第三項の規定によりその名称が公表された化学物質を含む。)以外の化学物質(

以下この条において「新規化学物質」という。）を製造し、又は輸入しようとする事業者は、あらかじめ、労働省令で定めるところにより、労働大臣の定める基準に従つて有害性の調査（当該新規化学物質が労働者の健康に与える影響についての調査をいう。以下この条において同じ。）を行い、当該新規化学物質の名称、有害性の調査の結果その他の事項を労働大臣に届け出なければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当するときその他政令で定める場合は、この限りでない。

一～四（略）  
2～5（略）

第六十条の二 事業者は、前二条に定めるもののほか、その事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に就いている者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うように努めなければならない。

2 労働大臣は、前項の教育の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

3 労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導等を行うことができる。

## 第七章 健康の保持増進のための措置

（作業環境測定）

第六十五条（略）

2～5（略）

（削る）

（作業環境測定の結果の評価等）

第六十五条の二 事業者は、前条第一項又は第五項の規定による作

以下この条において「新規化学物質」という。）を製造し、又は輸入しようとする事業者は、あらかじめ、労働省令で定める有害性の調査（当該新規化学物質が労働者の健康に与える影響についての調査をいう。以下この条において同じ。）を行い、労働省令で定めるところにより、当該新規化学物質の名称、有害性の調査の結果その他の事項を労働大臣に届け出なければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当するときその他政令で定める場合は、この限りでない。

一～四（略）  
2～5（略）

（新設）

## 第七章 健康管理

（作業環境測定）

第六十五条（略）

2～5（略）

6 事業者は、労働省令で定めるところにより、第一項から第四項まで及び前項ただし書の規定による健康診断の結果を記録しておくなければならない。

（新設）

業環境測定の結果の評価に基づいて、労働者の健康を保持するため必要があると認められるときは、労働省令で定めるところにより、施設又は設備の設置又は整備、健康診断の実施その他の適切な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の評価を行うに当たっては、労働省令で定めるところにより、労働大臣の定める作業環境評価基準に従って行わなければならない。

3 事業者は、前項の規定による作業環境測定の結果の評価を行ったときは、労働省令で定めるところにより、その結果を記録しておかなければならない。

(作業の管理)

第六十五条の三 事業者は、労働者の健康に配慮して、労働者の従事する作業を適切に管理するように努めなければならない。

(作業時間の制限)

第六十五条の四 事業者は、潜水業務その他の健康障害を生ずるおそれのある業務で、労働省令で定めるものに従事させる労働者については、労働省令で定める作業時間についての基準に違反して、当該業務に従事させてはならない。

(健康教育等)

第六十九条 事業者は、労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるように努めなければならない。

2 労働者は、前項の事業者が講ずる措置を利用して、その健康の保持増進に努めるものとする。

(体育活動等についての便宜供与等)

第七十条 事業者は、前条第一項に定めるもののほか、労働者の健康の保持増進を図るため、体育活動、レクリエーションその他の

(新設)

(新設)

(作業時間の制限)

第六十九条 事業者は、潜水業務その他の健康障害を生ずるおそれのある業務で、労働省令で定めるものに従事させる労働者については、労働省令で定める作業時間についての基準に反して、当該業務に従事させてはならない。

(健康の保持増進のための措置)

第七十条 事業者は、労働者の健康の保持増進を図るため、体育活動、レクリエーションその他の活動についての便宜を供与する等

活動についての便宜を供与する等必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(健康の保持増進のための指針の公表等)

第七十条の二 労働大臣は、第六十九条第一項の事業者が講ずべき健康の保持増進のための措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

2 労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導等を行うことができる。

(国の援助)

第七十一条 国は、労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るため、必要な資料の提供、作業環境測定及び健康診断の実施の促進、事業場における健康教育等に関する指導員の確保及び資質の向上の促進その他の必要な援助に努めるものとする。

2 国は、前項の援助を行うに当たっては、中小企業者に対し、特別の配慮をするものとする。

(免許)

第七十二条 第十二条第一項、第十四条又は第六十一条第一項の免許(以下「免許」という。)は、第七十五条第一項の免許試験に合格した者その他労働省令で定める資格を有する者に対し、労働省令で定めるところにより、免許証を交付して行なう。

2 (略)

第七十三条 免許には、労働省令で定めるところにより、有効期間を設けることができる。

2 都道府県労働基準局長は、免許の有効期間の更新の申請があった場合には、当該免許を受けた者が労働省令で定める要件に該当

必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(新設)

(国の援助)

第七十一条 国は、作業環境測定又は労働者に対する健康診断の適切な実施を図るため、当該作業環境測定又は労働者に対する健康診断の水準を向上させるための必要な資料の提供、中小企業における当該健康診断の実施を促進させるための施策の充実その他必要な援助に努めるものとする。

(免許)

第七十二条 第十二条第一項、第十四条又は第六十一条第一項の免許(以下「免許」という。)は、第七十五条第一項の免許試験に合格した者その他労働省令で定める資格を有する者に対し、免許証を交付して行なう。

2 (略)

第七十三条 前条第一項の免許証(以下「免許証」という。)には、労働省令で定めるところにより、有効期間を設けることができる。

2 都道府県労働基準局長は、免許証の有効期間の更新の申請があった場合には、当該免許証を有する者が労働省令で定める要件に

するときでなければ、当該免許の有効期間を更新してはならない。

(計画の届出等)

第八十八条 (略)

2 5 4 (略)

5 事業者は、第一項(第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出に係る工事のうち労働省令で定める工事の計画、第三項の労働省令で定める仕事の計画又は前項の規定による届出に係る仕事のうち労働省令で定める仕事の計画を作成するときは、当該工事に係る建設物若しくは機械等又は当該仕事から生ずる労働災害の防止を図るため、労働省令で定める資格を有する者を参画させなければならない。

6 前三項の規定のうち、第一項(第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出に係る部分を除く。)は、当該仕事が数次の請負契約によつて行われる場合において、当該仕事を自ら行う発注者がいるときは当該発注者以外の事業者、当該仕事を自ら行う発注者がいないときは元請負人以外の事業者については、適用しない。

7 (略)

8 労働大臣又は労働基準監督署長は、前項の規定による命令(第三項又は第四項の規定による届出をした事業者に対するものに限る。)をした場合において、必要があると認めるときは、当該命令に係る仕事の発注者(当該仕事を自ら行う者を除く。)に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請を行うことができる。

(産業安全専門官及び労働衛生専門官)

第九十三条 (略)

2 (略)

3 労働衛生専門官は、第五十六条第一項の許可、第五十七条の二

該当するときでなければ、当該免許の有効期間を更新してはならない。

(計画の届出等)

第八十八条 (略)

2 5 4 (略)

5 事業者は、第三項の労働省令で定める仕事の計画及び前項の規定による届出に係る工事のうち労働省令で定める仕事の計画を作成するときは、当該仕事から生ずる労働災害の防止を図るため、労働省令で定める資格を有する者を参画させなければならない。

6 前三項の規定は、当該仕事为数次の請負契約によつて行われる場合において、当該仕事を自ら行う発注者がいるときは当該発注者以外の事業者、当該仕事を自ら行う発注者がいないときは元請負人以外の事業者については、適用しない。

7 (略)

(新設)

(産業安全専門官及び労働衛生専門官)

第九十三条 (略)

2 (略)

3 前項の規定は、労働衛生専門官について準用する。この場合に



第四項の規定による勧告、第五十七条の三第一項の規定による指示、第六十五条の規定による作業環境測定についての専門技術的事項、安全衛生改善計画及び届出に関する事務並びに労働災害の原因の調査その他特に専門的知識を必要とする事務で、衛生に係るものをつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の健康障害を防止するため必要な事項及び労働者の健康の保持増進を図るため必要な事項について指導及び援助を行う。

4 (略)

(産業安全専門官及び労働衛生専門官の権限)

第九十四条 産業安全専門官又は労働衛生専門官は、前条第二項又は第三項の規定による事務を行うため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは作業環境測定を行い、又は検査に必要な限度において無償で製品、原材料若しくは器具を収去することができる。

2 (略)

(使用停止命令等)

第九十八条 (略)

2・3 (略)

4 都道府県労働基準局長又は労働基準監督署長は、請負契約によつて行われる仕事について第一項の規定による命令をした場合において、必要があると認めるときは、当該仕事の注文者(当該仕事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該注文者の請負契約の先次のすべての請負契約の当事者である注文者を含み、当該命令を受けた注文者を除く。)に対し、当該違反する事実に関して、労働災害を防止するため必要な事項について勧告又は要請を行うことができる。

(労働大臣の援助)

において、同項中「第三十七条第一項の許可」とあるのは「第五十六条第一項の許可、第五十七条の二第四項の規定による勧告、第五十七条の三第一項の規定による指示、第六十五条の規定による作業環境測定についての専門技術的事項」と、「安全に係るもの」とあるのは「衛生に係るもの」と、「労働者の危険」とあるのは「労働者の健康障害」と読み替えるものとする。

4 (略)

(産業安全専門官及び労働衛生専門官の権限)

第九十四条 産業安全専門官又は労働衛生専門官は、前条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による事務を行うため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは作業環境測定を行い、又は検査に必要な限度において無償で製品、原材料若しくは器具を収去することができる。

2 (略)

(使用停止命令等)

第九十八条 (略)

2・3 (略)

(新設)

(労働大臣の援助)

第七百七条 労働大臣は、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、コンサルタントその他労働災害の防止のための業務に従事する者の資質の向上を図り、及び労働者の労働災害防止の思想を高めるため、資料の提供その他必要な援助を行うように努めるものとする。

(手数料)

第一百十二条 次の者は、政令で定めるところにより、手数料を国（指定試験機関が行う免許試験を受けようとする者にあつては、指定試験機関）に納付しなければならない。

一 八 (略)

九 第七十二条第一項の免許証の再交付又は書替えを受けようとする者

十 免許の有効期間の更新を受けようとする者

十一 十四 (略)

2 (略)

(鉱山に関する特例)

第一百十四条 (略)

2 鉱山保安法第二条第二項及び第四項の規定による鉱山に関しては、第三章中「総括安全衛生管理者」とあるのは「総括衛生管理者」と、「安全衛生推進者」とあるのは「衛生推進者」とする。

第一百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の二第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の二第五項、第五十七条の三

第七百七条 労働大臣は、安全管理者、衛生管理者、コンサルタントその他労働災害の防止のための業務に従事する者の資質の向上を図り、及び労働者の労働災害防止の思想を高めるため、資料の提供その他必要な援助を行なうように努めるものとする。

(手数料)

第一百十二条 次の者は、政令で定めるところにより、手数料を国（指定試験機関が行う免許試験を受けようとする者にあつては、指定試験機関）に納付しなければならない。

一 八 (略)

九 免許証の再交付又は書替えを受けようとする者

十 免許の有効期間の更新を受けようとする者

十一 十四 (略)

2 (略)

(鉱山に関する特例)

第一百十四条 (略)

2 鉱山保安法第二条第二項及び第四項の規定による鉱山に関しては、第三章中「総括安全衛生管理者」とあるのは「総括衛生管理者」とする。

第一百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の二第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の二第五項、第五十七条の三

第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項、第九十七条第二項、第一百四十四条又は第一百八条の二第四項の規定に違反した者

二 第四十三条の二、第五十六条第五項、第八十八条第七項、第九十八条第一項又は第九十九条第一項の規定による命令に違反した者

三・四 (略)

第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十八条、第六十九条、第八十九条第五項、第九十七条第二項、第一百四十四条又は第一百八条の二第四項の規定に違反した者

二 第五十六条第五項、第八十八条第七項、第九十八条第一項又は第九十九条第一項の規定による命令に違反した者

三・四 (略)